

1. 再選考の流れ

3月1日(水)

第5回屋台選定委員会【再選考実施の答申】

「商業地域エリア」(天神地区)について、再選考を行うべきである。ただし、6名以外の既合格者9名の合格は維持する。

【再選考の方法】
1次審査においては副組合長から指導を受けた審査項目(法令遵守項目等)30点分を範囲とし、筆記試験を実施する。その他の項目については、既に審査済みの成績とする。

【短期間で再選考を実施する理由】
できるだけ速やかに営業候補者を決定し、営業開始に支障が生じないよう配慮すべき。

3月6日(月) & 10日(金)

【募集・受付期間】

対象者へ募集案内及び試験問題対象範囲の資料を送付。(3月3日)

区分	対象者	うち応募者
合格を取り消された方	6名	5名
当初の選考※で不合格だった方	35名	11名
既に合格が決まっている方	9名	2名
計	50名	18名

※「当初の選考」平成28年9月～12月に実施された福岡市公券屋台営業候補者募集要項による選考

3月14日(火)

【1次審査(筆記試験)】

受験者17名(1名欠席)

3月14日(火)

審査部会【1次審査通過者の決定】

3月16日(木)

【2次審査(面接審査)】

1次審査通過者13名のうち当初の選考で不合格だった方(当初の選考で面接試験を受けていない方)6名

3月16日(木)

審査部会【最終候補者案の決定】

3月21日(火)

第6回屋台選定委員会【最終候補者の決定】

2. 審査の実施概要

① 1次審査(筆記試験)

受験者17名(1名欠席)

- 選定委員会委員による不適切な行為が影響したと認められた部分(法令遵守項目等配点30点)について実施。(別紙参照)
- 5肢択一、記述式等の30点満点。
- 今回筆記試験を実施した部分の得点を当初の選考の1次審査成績のうち、配点30点部分に置き換えた得点を成績とする。
- 1次通過者13名を決定。

1次審査(筆記試験)成績(30点満点の結果)
 最高点:29点 / 最低点:19点 / 平均:25.9点

② 2次審査(面接審査)

1次審査通過者13名のうち
 ・再選考での面接実施者 6名
 ・当初の選考での面接実施者 7名

- 今回、初めて1次審査を通過された方(当初の選考で面接審査を受けていない方)のみ、当初の選考と同一の審査員・同様の質問構成で実施
- ※当初の選考で面接審査を実施済みの方については、当該審査結果を成績とする。

- 1 評価基準
 - ・当初の選考時に提出された営業計画書に関する質疑により、計画内容の実現性や信頼性、意欲などを確認し、加点・減点を行った。

- 2 面接の流れ(15分/人)
 - ①応募動機(3分程度)
 - ②営業計画書に関する質問(各審査員より個別質問)

・平成25年の屋台条例施行に対する意見
 ・計画書の提案に対する具体的なアイデアや手法
 ・他の屋台との連携について考えていること 等

- ③審査員へ自由なメッセージ(1分程度)

2次審査の結果を受けて最終成績とした上で、最終候補者案を決定。